

長野縣、石川縣、和歌山縣、福島縣、兵庫縣

- 血液の成分を記し各成分の生理的作用を記せ
- 血海、行間、商曲の位置及其部に於ける筋、血管、神経の關係を記せ
- 足の大陰脾經に屬する經穴中の禁灸穴を記せ
- 消毒には何故(普通アルコール)を使用するか其理由を記せ

●長野縣 (昭和八年十月施行)

- 横隔膜の位置、構造及作用に就て記せ
- 内分泌腺に就て記せ
- 坐骨神経の起始、經過に就て記せ
- 左の經穴の解剖的位置を記せ
- イ、陽白、ロ、衝門、ハ、三里、ニ、曲垣
- 商痛に對する施鍼(施灸)方法を記せ
- 鍼術(灸術)の業務に關し消毒を怠りたる時の被術者及施術者に及ぼす障礙に就て記せ

●石川縣 (昭和八年十月施行)

- 左記の所在及び作用機轉を問ふ
- イ、瞳孔散大中樞、咳嗽中樞、痙攣中樞、言語中樞
- ロ、心囊に分佈する動脈、靜脈に就て知る處を記せ

る處を記せ

- 狭心症の原因、症狀及鍼灸治療法を記せ
- 昇水に就て知る處を記せ
- (實地)神經痛の起る原因を口答

●和歌山縣 (昭和八年十月施行)

- 胃の位置、各部の名稱 (以上鍼灸共通)
- 皮膚の生理的作用 (以上鍼灸共通)
- 鍼治を禁ず可き部位
- 神經性心悸亢進症に對する鍼療法
- イ、五十倍の石炭酸水五百グラム調製する方法
- ロ、術者の手指の消毒法に就て
- 熱を用ふる消毒法に就て
- 腋窩神經麻痺に對する鍼療法 (實地)
- 後頭神經痛に對する鍼療法 (實地)
- 麻痺に對し、灸術は奏効するや否や及其理由
- 肋間神經痛の灸療法
- 五鍼術に同じ
- 六鍼術に同じ
- 腓骨神經麻痺に對する灸療法 (實地)
- 偏頭痛に對する灸療法(實地)(以上灸術)

●福島縣 (昭和八年十月施行)

- 頭蓋を構成する骨の名稱
- 胃の化學的消化作用を記せ
- 理學的消毒法及び消毒藥の種類並に其溶解方法を問ふ
- 偏頭痛に對する刺鍼點を挙げ其奏効する理由を問ふ
- 陰萎症の原因並に灸療法に就て記せ

●岡山縣 (昭和八年十月施行)

- 胃に分佈する神經の名稱並に經過
- 心臟に分佈する神經の名稱並に經過
- 呼吸作用を問ふ
- 關節の構造を問ふ
- 理學的消毒法とは如何並に種類
- 化學的消毒法とは如何並に種類
- 昇水水の稀釋度及び注意事項
- 惡阻に對する刺鍼の可否刺鍼點並に實地刺鍼
- 帶下に對する施灸の可否、施灸點並に採點法

●沖繩縣 (昭和八年十月施行)

- 下肢に分佈する主なる血管、神經の名稱及び其經過を記せ
- 左記疾病を鍼術の適否に依り區別し其理由を説明せよ

- 腹腔内臓器の名稱を問ふ
- 消化液の種類を説明せよ
- 神經性消化不良の症候を述べ而して之に對する鍼(灸)療法を問ふ
- 上膊及前膊部に於ける肺經の穴名を挙げ而して其解剖部位並に之に環れる血管、神經の名稱を述べよ
- 消毒藥五種の種類及其用法を問ふ
- 鍼實地イ、刺鍼の方式に就て説明せよ
- ロ、刺鍼手技の名稱を述べ而して二三の手技は實演せよ
- 灸實地イ、灸術の禁忌症を述べよ
- ロ、四華、患門の取穴法を實演せよ

●兵庫縣 (昭和八年十月施行)

- 脊髄神經の數及其部位に由て其の區別を問ふ
- 鍼の適應症及禁忌症を挙げよ
- 胃擴張に對する刺鍼方法を問ふ
- 食物の消化に就て知る所を記せ
- 煮沸消毒の方法及本消毒を行ふ際注意すべき事項を記せ (以上灸術)
- 脾臓の位置、構造及其機能を問ふ
- 瓦斯交換に就て記せ
- 施灸せば組織に如何なる變化を起すや喘息に對する灸の效果如何

○皮膚消毒に就て詳記せよ (以上灸術)

●佐賀縣 (昭和八年十月施行)

- 脾臓の位置、形狀及構造を記せ
- 食物の吸収作用に就て記せ
- 癩癧、痙攣發作とは何ぞ、及び其の鍼治療法
- 喀痰及唾液とに混合せられる傳染病の種類並に之が消毒方法
- 任脈中の中樞、神闕、中庭の解剖的關係を記せ (以上鍼術)
- 淋巴液の機能を記せ
- 尺骨神經の起始、經過及分佈
- 糞便と共に排泄せられる傳染病の種類及之が消毒法
- 膀胱經中の曲差、承光、意舎の解剖的關係
- 顔面神經麻痺の症候及灸療法(以上灸術)實地試問
- イ、消毒藥の鑑別法
- ロ、消毒藥の價値
- ハ、天井、三陽絡、養老、靈道の指壓並に禁鍼灸穴の名稱

●徳島縣 (昭和八年十月施行)

- 左記に就て説明せよ
- イ、心臟の位置及構造

佐賀縣、徳島縣、岡山縣、沖繩縣

イ、胃潰瘍、ロ、糖尿病、ハ、子宮痛

- ニ、急性腹膜炎、ホ、偏頭痛
- 鍼具及び皮膚並に手指の消毒に各適當する藥品を挙げて其使用方法を説明せよ
- 肋間神經痛の原因、症候、鍼療法を記せ
- 唾液腺の種類及び其生理的作用を記せ
- 澱澱とは如何其原因、處置を問ふ
- 鳩尾の部位、鍼術の可否を説明せよ
- 雀啄術とは如何、並に如何なる場合に應用するや (以上鍼術)
- 肝臓の位置、形狀及其生理的作用を記せ
- 左記疾病を灸治の適否に依り區別し其理由を説明せよ
- イ、クループ性肺炎、ロ、動脈硬化症
- ハ、胃痛、ニ、常習便秘
- ホ、鼠蹊ヘルニヤ
- 灸治に際し消毒を行ふ理由及び其順序方法を説明せよ
- 盲腸炎の原因、症候、並に點灸の利害を述べよ
- 脈幹を構成する骨の名稱並に聯接を記せ
- 灸治の誘導作用とは如何並に偏頭痛の穴名を記せ
- 灸痕より侵入し易き傳染病を挙げて其症狀及び豫防方法を述べよ

○灸治の最も適當せる疾病を擧げて其有効なる理由を説明せよ (以上灸術)

●愛媛縣 (昭和八年十月施行)

○頭部を循る動脈及知覺神經の分佈状態に就て

○肝臟の構造、血管及生理的作用を問ふ

○神經の刺戟につき詳述し且つ灸治の効果に就て

○左の經穴に就て解剖的關係及其他知る處を記せ

承光、天鼎、隔命、石門、經渠、中瀆

○清潔と消毒との區別

○アルコール及石炭酸に就き知る處を記せ (以上灸術)

○一、二、四、五六は灸灸共通

○胃「カタル」の症状並に灸治法 (以上灸術)

實地試問としては

○顔面麻痺の原因症候及治療法主治穴 (以上灸術)

○下肢神經痛の原因、症候及灸治法主治穴 (以上灸術)

○前膊を形成する骨及び主なる筋肉、血管

●大阪府 (昭和九年四月施行)

○風池を取穴せよ (以上灸術)

○腹膜に就て記せ

○三叉神經の經過を記せ

○呼吸に就て記せ

○常習便秘及び腸充血に對する灸術(灸術)施術點に就て記せ

○脚氣に對する施灸點(施灸點)の解剖的部位を記せ

○灸術(灸術)の最も適當なる消毒藥數種を擧げ、其の使用時の濃度及注意に就て記せ

○實地試問、施灸後白血球の變化及其時間に就て言へ

○脾臟の位置及び機能に記せ

○前膊に分佈せる神經の名稱

○皮膚刺戟の治療に於ける價值如何

○坐骨神經痛の原因及び其の壓痛點を記せ

○消毒藥の名稱を擧げ尙施灸時に於ける消毒法を問ふ (以上灸術問題)

○心臟瓣膜の名稱及び其の作用を問ふ

○下腿前側筋の名稱

○偏頭痛に於ける灸の要穴を擧げよ

○心音及び心動に就き知る所を記せ

○熱を用ふる消毒方法を述べよ

○脊髓空洞症の症状を述べよ

○神經痛と筋痛との區別を問ふ

○關節炎の原因及症狀を問ふ

○(實地)イ、慢性腸加答兒と灸治法

ロ、氣管枝喘息の灸點法 (以上灸術)

○鼻腔を構成する骨名を記せ

○脾臟の作用を記せ

○灸の治療的作用に就て述べよ

○神經性心悸亢進に對する灸治法

○左記消毒藥の製法を述べよ

イ、五%石炭酸水 ロ、十倍昇水

○蒸氣消毒方法に就て記せ

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

福岡縣、茨城縣、長野縣、兵庫縣、滋賀縣、徳島縣

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

○(實地)イ、懸鐘、陽谷、肩井、崑崙の指壓

静岡縣、愛知縣、山口縣、島根縣、北海道

- 大動脈、尺骨神經、胸鎖乳嚢筋
- 血液循環の原因を詳記せよ
- アオルマリン、石炭酸、昇汞の使用方法を記せ
- 肋膜炎の原因並に之に施鍼して効ありや若し有りとせば其の理由如何(鍼術)
- 胃酸過多症の原因並に施灸部位(穴名)及び奏効理由を問ふ(灸術)

●静岡縣(昭和九年四月施行)

- 眼窩を構成する骨の名稱(以上共通)
- 肝臓の生理的作用(以上共通)
- 肋間神経痛に對する鍼治法
- 顔面神経麻痺に對する鍼治法(以上鍼術)
- 灸の生理的作用
- 神經衰弱に對する灸治法(以上灸術)

●愛知縣(昭和九年四月施行)

- 手腕骨の名稱及略圖を記せ
- 肺臓は生理的に如何なる作用をなすや
- 鍼の消毒に昇汞水、アルコール、石炭酸水の適不適を論ぜよ
- 胸部内臓の疾患に現はるゝ知覺過敏帶の部位を挙げ其理由を説明すべし
- 腹部疾患中適應症と禁忌症とを挙げ其理由を説明すべし(以上鍼術)

○左記各項の位置を問ふ

- 1 迴前方形筋 2 腸骨動脈 3 會厭軟骨
- 4 灰白質 5 僧帽錐
- 皮膚は生理的に如何なる作用をなすや
- 蒸氣消毒に就き知る處を述べよ
- 單純なる急性腸加答兒に施行して止瀉の効ある理由を説明すべし
- 溫熱的治療法としての灸術の立場並に身體に及ぼす熱度の影響に就き説明せよ(以上灸術)

●山口縣(昭和九年五月施行)

- 胸腔内臓器の各稱位置及其作用を記せ
- 膝關節を通過する神經及血管の名稱を問ふ
- 消毒の目的を記し手指を消毒する藥品の種類及稀釋度を挙げよ(以上共通)
- 三叉神経痛の原因、症候、鍼治療法を問ふ
- 腎俞、大横、太乙、身柱、肩髃の位置並に應用を問ふ(以上鍼術)
- 胃痙攣の原因、症狀、灸治療法を問ふ
- 胃俞、腹結、天樞、百會、風池の位置及應用を問ふ(以上灸術)

●島根縣(昭和九年四月施行)

- 横隔膜に接する臓器の名稱を挙げ其の機能の説明せよ
- 下腿後側筋の起始、停止、作用並に之に分佈する神經の名稱
- 妊娠時に於ける刺鍼の可否如何
- 胃潰瘍、盲腸炎、肺炎、筋肉ロイマチス偏頭痛、脚氣に對する鍼の適否を記し適するものに就て理由を記せ
- イ、化學的消毒法の應用、範圍並に其優劣の點を記せ
- 消毒薬として具備すべき必要事項
- 微菌と細菌とは如何なる點が異なるや又人體に及ぼす關係は如何
- 實地、神經性消化不良、腰筋ロイマチスに對する刺鍼(以上鍼術)
- 一、二、五、六は鍼術灸術共通
- 聯合肩胛麻痺(一名上肢神經叢麻痺)の症狀並に主治穴名を記せ
- 手之大陰肺經に屬する穴名を挙げ其解剖的部位を記せ
- 實地、肺結核、脚氣に對する主治穴名の手記を記せ

●北海道(昭和九年四月施行)

- 血液循環の概要を記せ
- 四頭股筋の起始停止及び作用を記せ

●長崎縣(昭和九年五月施行)

- 正中神經の經過並に分佈を記せ
- 血壓に就て知る處を記せ
- 天樞、氣衝、陷谷の位置及其部に於ける血管神經の關係を記せ
- 小兒鍼の施術方法及其生理的作用の概要
- 左の消毒方法を記せ
- イ、鍼及鍼管
- ロ、術者の手指
- ハ、白衣
- ニ、施術部(以上鍼術)
- 泌尿器官の名稱を記せ
- 健康成人の呼吸、脈搏の數、體温を記せ
- 陰包、顛息、靈道の位置及其部に於ける筋、血管、神經の關係
- 膽石痛に對する施灸點を記せ
- 法定消毒薬の名稱並に其濃度を記せ(以上灸術)

●岩手縣(昭和九年五月施行)

- 延髓の位置及延髓中に存在する各中樞の名稱を挙げよ
- 皮膚の機能に就て記せ
- 側腹部に於ける穴名と分佈神經の名稱を記せ
- 機骨神經麻痺の原因、症候及び其鍼(灸)術如何

- 横隔膜麻痺の原因、症候及び其鍼術灸術に就て記せ

●大阪府(昭和九年九月施行)

- 皮膚の構造を圖示せよ
- 自律神經の作用を問ふ
- 手指を消毒する理由と其方法を記せ(以上共通)
- 鍼の刺戟が左に及ぼす影響は如何
- 1 白血球 2 血壓 3 腸蠕動
- 風池、曲垣、内關、陽陵泉、石門の部位並に應用を問ふ
- 理學的消毒法の種類及び其方法を略述せよ(以上鍼術)
- 豫防灸の方法並に其効果ある理由
- 瘧門、素髕、陽池、淵液、委中の部位並に禁灸穴となれる理由を問ふ(以上灸術)

●三重縣(昭和九年九月施行)

- 聽覺器の構造を記せ
- 甲狀腺の作用に就て記せ
- 顔面神経麻痺の鍼治法に就て述べよ
- 鍼的刺戟は骨系統に如何なる影響を及ぼすか
- 攝氏零度以下の温度の消毒効果如何
- 略痰の消毒方法如何

- 氣管枝喘息の鍼治法を記せ
- 腓腸筋痙攣の療法を記せ
- 手拭の共用による衛生上の危害を記せ
- 消毒薬として沃度丁幾の應用及取扱上の注意を記せ(以上鍼術)
- 脊髓の構造及生理作用を記せ
- 心臓の構造を記せ
- 狭心症の療法を記せ
- 慢性氣管枝加答兒に對する灸治法を記せ
- 手指の消毒の必要なる理由を記せ
- 灸點部位より侵入する虞れある病原菌の種類を挙げよ(以上灸術)

●香川縣(昭和九年五月施行)

- 膝蓋關節に就て記せ
- 脾臓の作用を記せ
- 酒精に就て記せ
- 腦神經の知覺、運動の兩作用を有する神經の名稱及經過に就て記せ
- 左の經穴に就き其の位置及取穴法を記せ
- イ、神庭、庫房、三陰交、陰谷、陽谿
- ロ、顔面に存する禁鍼禁灸穴を記せ(以上共通)
- 前胸部刺鍼に對する注意事項を挙げよ(鍼術)
- 灸點の禁忌症十を挙げよ(灸術)

香川縣、長崎縣、岩手縣、大阪府、三重縣

岐阜縣、靜岡縣、秋田縣、長野縣、鹿兒島縣、長崎縣

- (實地)イ、下腿部に刺鍼
- ロ、橈骨神經麻痺及其療法(以上鍼術)
- 觸覺に就て述べよ
- 舌の生理的作用如何
- 慢性胃加答兒の灸治法に就て述べよ
- 六ツ灸とは如何及其適應症
- 消毒學二問は鍼術に同じ
- (實地)イ、陽谿、聽會、京骨、角孫、少澤の指壓
- ロ、遺尿症及其療法 (以上灸術)

●岐阜縣 (昭和九年)

- 肩胛骨烏喙突起に附着する筋の名稱並に其の起始及び停止を問ふ
- ウイタミンの種類及其缺乏症に就て
- 消毒藥リゾール液の稀釋倍數及使用上の特徴缺點を記せ (以上共通)
- 心臟病中鍼術の特効ある疾患に對し是れが解剖的刺點及其目的 (以上共通)
- 施鍼中豫期せざる事故を起すことあり其の理由及び處置を問ふ (以上鍼術)
- 吃逆に對する點灸の可否及び其の理由
- 血脈充進症に對し灸の効否に就て其理由を記せ (以上灸術)

●靜岡縣 (昭和九年)

- 三又神經の分佈を記せ
- 新陳代謝に就て知る所を記せ
- 天宗、大鐘、天衝の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 神經痛に對する刺戟法を記せ
- 化膿は如何なる場合に起るか知る所を記せ
- 實地、陽白の指壓法、自身體に鍼刺法 (以上鍼術)
- 横隔膜の位置及び作用を記せ
- 大腸の機能を記せ
- 後谿、天髎、合陽の位置及び其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 虛弱體質に對する施灸法を記せ
- 灸を施す際に於ける消毒方法を記せ
- (實地)イ、大小の灸は如何なる病體に施すや
- ロ、灸を施すに對し如何なる病氣を施さざるや

●沖繩縣 (昭和九年)

- 鍼を施すに當り最も注意すべき事項二三を挙げよ
- 迷走神經の起始經過及其分佈臟器の名稱を記せ
- 施鍼中患者卒倒することあり其原因及處

沖繩縣、青森縣、德島縣、鹿兒島縣

- 肝臟、脾臟、膀胱の位置及生理的作用を問ふ
- 心臟筋肉の特性と之れに來たる神經の作用を問ふ
- 子宮痙攣に對する鍼治法を問ふ
- 百會、身柱、關元の部位及應用範圍を問ふ
- 一・二・四鍼灸共通 (以上鍼術)
- 子宮痙攣に對する灸治法を問ふ (以上灸術)

●秋田縣 (昭和九年)

- 胸廓は如何なる骨に依りて構成せらるや
- 筋の亢奮及び疲勞に就て説明せよ
- クレゾール石鹼液に就き知る處を記せ
- 手の消毒方法を説明せよ (以上共通)
- 刺戟轉向法に就き記せ (鍼術)
- 身體に於ける主なる禁灸穴を記せ(灸術)
- 長野縣 (昭和九年)
- 胃の位置を詳記せよ
- 左の器官の位置及作用を記せ
- イ、膀胱 ロ、腦下垂體 ハ、甲状腺 ニ、副腎
- 肋間神經に就て記せ

- 坐骨神經痛の原因、症狀及刺戟方法を記せ
- 脾臟の位置構造及作用を記せ
- 興奮刺戟は如何なる場合に行ふや並に其の方法を記せ
- 妊娠中胃痛を發したる時の刺戟の可否及其の施術の部位並に施術時の注意事項を記せ
- 施鍼時に際し消毒せざる場合に發する疾病の種類及其の症狀を記せ(以上鍼術)
- 血液の成分及生理的作用を記せ (以下灸術)
- 灸治を禁ずべき場合を挙げ其の理由を説明せよ
- 胃痙攣の原因症狀及灸治方法を記せ
- 官能的疾患とは何ぞや及其灸の適應症を舉げて並に其の理由を説明せよ
- 肝臟の位置構造及其作用を記せ
- 灸の生理的反應を説明せよ
- アルコール消毒法に就き知る處を記せ
- 脚氣の原因症狀、及灸治點を記せ

●青森縣 (昭和十年)

- 上肢の筋肉及運動神經に就て述べよ
- 心臟、肺臟の位置を圖示し其の機能上の

- 膝關節の經過及枝別を記せ
- 陰萎症の鍼術(灸術)的治療に就て記せ
- 鍼術(灸術)の禁忌に就て記せ
- (實地)一、消毒法の大意
- 二、孔最を指壓せよ、其目的如何
- 三、地平鍼を刺鍼せよ (鍼術)
- 四、漏谷に就て知る處を云へ(灸術)
- 鹿兒島縣 (昭和九年)
- 眼筋及び之に分佈する神經の名稱を問ふ
- 膀胱の位置、形狀並に之が生理的機能を記せ
- 左記の物品に適する消毒法に就て記せ
- イ、衣類 ロ、食器 ハ、書籍
- 次に示す經穴の部位及び鍼灸醫療的應用につき述べよ
- イ、京骨 ロ、蹻陰 ハ、大横 ニ、天井 (以上共通)
- 鍼の細大長短が疾病治療に及ぼす影響につき述べよ
- 顔面神經麻痺の原因、症候及び之に對する鍼治法を述べよ (以上鍼術)
- 施灸部皮膚の變化につき述べよ
- 灸の血脈に對する作用如何(以上灸術)

●長崎縣 (昭和九年)

- 關係を説明せよ
- 鍼及び灸の血液に及ぼす變化
- 左記の名稱の部位其の分佈神經を問ふ
- 魚際、缺盆、下關、水突、陰陵泉
- 消毒藥の種類を挙げ各其の使用を實例に就て説明せよ
- 施術時の消毒法を述べ其の理由を説明せよ
- 德島縣 (昭和十年)
- 胃の位置、形狀及構造を記せ
- 腎臟の機能を記せ
- 化學的消毒方法に就て記せ(以上共通)
- 膽石痛に對する鍼治法を記せ
- 前胸部に於ける禁灸穴を記せ(以上鍼術)
- 灸治の作用を記せ
- 肺結核に對する灸治を記せ(以上灸術)
- 鹿兒島縣 (昭和十年)
- 小腸の構造並に生理的作用を問ふ
- 三又神經に就て知る處を記せ
- 化學的消毒に就き使用上其の優劣を説明せよ
- ヘット氏帶の意義及其出現の理由並に之が經穴との關係に就き述べよ(以上共通)
- 直達興奮及び介達興奮とは何ぞや例を舉

山梨縣、愛知縣、長野縣、滋賀縣、三重縣

て説明し、且つ兩者の治療的價値を述べよ

○赤血球數及血色素量を増加せしむる施法如何 (以上鍼術)(以下灸術)

○肺結核の症狀時期に就て述べよ

●山梨縣 (昭和十年四月施行)

○大胸筋の起始、停止 (以下鍼術)

○顔面神経の經過

○門脈に就て知る處を記せ

○神封、天鼎、肩外、陰廉

○小兒脊髄麻痺の原因、症候、治療法

○脾臓位置、形状、機能 (以下灸術)

○橈骨神経の徑路に就て

○消毒の目的

○撥竹、腹哀、陽陵泉、曲池、長強の解剖的部位

○尺骨神經麻痺の原因、治療、穴名並に指壓

●愛知縣 (昭和十年四月施行)

○腰神經の分佈徑路を問ふ

○白血球の生理的作用

(右白血球の種類を舉げて生理的作用を記せ)

○鍼の消毒に昇水水の適否を論ぜよ

○偏頭痛の症狀及療法

○施術の禁すべき場合を記せ(以上鍼術)

○身體内臓の位置を書いて示せ

○赤白兩血球の生理的作用を問ふ

○灸術を施したる部位の化膿することあるは何故か其處置及豫防法

○大赫、喉陰、俠白、飛陽、清瀆 (右部位と解剖的關係を記せ)

○灸術の禁忌症を略記せよ (以上灸術)

●長野縣 (昭和十年四月施行)

○鼠蹊管とは如何

○胃の位置を肋骨及脊椎骨にて記せ

○横隔膜神経に就て記せ

○血液形に就て

○胃痙攣に對する鍼灸治法

○フォルマリンの消毒作用「フォルマリン」及法定消毒液「フォルマリン」水中に含有するフォルムアルデヒド「ワス」の含有率を記せ

(以上共通)

●滋賀縣 (昭和十年四月施行)

○イ鎖骨下動脈の起始經過枝別を問ふ

○迷走神経の起始經過及分佈を問ふ

○顔面神経痙攣の原因症狀及治療を記せ

○胃擴張と胃「アトニー」との相違點並に治療法を記せ

○石炭酸水の調製法を詳記し、用途上昇水

水との相違する點を述べよ(以上鍼術)

○イ、皮膚の作用に就て記せ

○外頸動脈の起始、停止、經過及分佈を記せ

○齒痛の原因症狀及治療法を述べよ

○嘔吐の招來する疾病を列記し之等に對し施灸禁忌症を舉げよ

○イ、左の物件の消毒法を述べよ

○咯痰、糞便、作業衣(白衣)、ゴム製品

○、傳染病豫防法に規定せられたる石炭酸水一、五〇〇瓦を作るには如何なる割合にすべきや (以上灸術)

○三重縣 (昭和十年四月施行)

○肝臓の位置、形状、作用を記せ

○腦神経の名稱及其分佈部位を記せ

○鍼術の血球に及ぼす影響を述べよ

○施術者は常に手指に就て如何なる注意が要するか

○日光消毒の効果に就て記せ(以上鍼術)

○皮膚の構造を述べよ

○脾臓の位置及作用を記せ

○灸の血球に及ぼす影響を述べよ

○消化器疾患中施灸に適する病名を舉げ、奏効の理由を記せ (以上灸術)

●兵庫縣 (昭和十年四月施行)

○小腸に於ける消化作用

○迷走神経の起始、經過分佈の状態を記せ

○上肢禁鍼の穴名を記せ

○血行に及ぼす刺鍼の作用を記せ

○煮沸消毒法に就て (以上鍼術)

○肩胛に分佈する神経の名稱(以下灸術)

○唾液の化學的成分及び其の作用を問ふ

○神経性疼痛と炎症性疼痛との區別を記せ

○灸の血管及神經に及ぼす影響如何

○煨性石灰の消毒方法及び用途を記せ

●大阪府 (昭和十年四月施行)

○後脛骨動脈の經過及び枝別を詳記せよ

○血液の生理作用を述べよ

○折鍼したる場合の處置を詳記せよ

○肩髃、神道、少海、帶脈、犢鼻の部位並に應用病名を問ふ

○灸の緩急強弱は如何にして定むるや其の必要ある理由を例を舉げて説明せよ

○角孫、巨骨、大横、伏兔、神門の部位、取穴法並に應用を問ふ

○酒精、昇水、石炭酸の消毒劑としての優劣を比較せよ

○日光に依る消毒作用に就て述べよ

兵庫縣、大阪府、福井縣、廣島縣、宮崎縣、長崎縣

●福井縣 (昭和十年四月施行)

○上膊に分佈せる脈管神経を問ふ

○血脈に就て知る處を記せ

○鍼の禁忌症と禁忌點を問ふ

○坐骨神経痛の症狀及其鍼灸治法を問ふ

○二%「グレンゾール」水五〇〇ccの調製法を問ふ

○理學的消毒方法に就て (以上鍼術)

○肩胛關節を構成する骨名並に此處に存する主なる筋の名稱を記せ

○大循環と小循環の區別

○施灸の禁忌症と並に禁忌點を記せ

○脚氣の症狀及其治法を問ふ

○消毒薬の種類三種を舉げ其用途及使用時の注意を記せ

○理學的消毒方法に就て (以上灸術)

●廣島縣 (昭和十年四月施行)

○大腿筋の名稱各筋の起始停止を記せ

○内呼吸に就て詳記せよ

○身柱、天樞、脊骨、飛陽、乘風の解剖的部位

○昇水水の消毒に適する物品を舉げよ

○煮沸消毒に就て詳記せよ (以上共通)

○膀胱痙攣に對する鍼灸治法の目的、注意事項

○慢性腸カタルに對する灸治の目的及灸點部位 (灸術)

○宮崎縣 (昭和十年五月施行)

○橈骨神経の經過並に筋肉脈管との關係

○脾臓の構造並に其機能に就て

○左の消毒薬の性状並に應用上の利害得失アルコール、石炭酸、フォルマリ、リゾール (以上共通)

○肝臓充血の症狀並に原因其鍼灸法に就て

○頭部に於ける禁鍼穴名並に其解剖的部位を問ふ (以上鍼術)

○長崎縣 (昭和十年五月施行)

○腎臓の位置及構造を記せ

○淋巴腺に就て知る處を記せ

○陰部、靈城、頰脈の位置及其部に於ける筋、血管、神経の關係を記せ

○失神に對する刺鍼點及刺鍼法を記せ

○消毒の意義を記せ (以上鍼術)

○膽囊の位置を記せ (以下灸術)

○脾臓の機能に就て知る處を記せ

○膈窩、陶道、中都の位置及其部に於ける筋、血管、神経の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

○瘻管、神經の關係を記せ

静岡縣、和歌山縣、鳥根縣、香川縣、山口縣、佐賀縣

○呼吸器疾患中灸術適應症及禁忌症を記せ
○酒精の消毒作用に就て知る處を記せ

●静岡縣 (昭和十年 四月施行)

- 腦神經を機能的區別に列舉せよ
- 腎臓の生理的作用を詳記せよ (以上共通)
- 便泌に對する鍼術法如何 (以下鍼術)
- 左の五穴に就て刺鍼の可否及其理由
三陰交、石門、鳩尾、人迎、臍中
- 痔疾に對する灸治法如何 (以下灸術)
- 左の五穴は如何なる疾病に應用せられる
や百會、天突、身柱、命門、筋縮

●和歌山縣 (昭和十年 五月施行)

- 二頭膊筋の起始、停止及血管、神經との關係
- イ、神經の反射機能
- ロ、小腦の機能 (以上共通)
- 皮膚刺鍼の方法及其奏効の理由
- 三叉神經の症候及び刺鍼法
- 施術に當り施行すべき消毒の順序
- 「アルコール」と稱「アルコール」との消毒上の優劣並に其理由 (以上鍼術)
- 灸の血液循環に及ぼす作用
- 氣管枝喘息の灸療法及奏効の理由
- 消毒とは何ぞや

○「アルコール」と「稀アルコール」との消毒上の優劣並に其の理由 (以上灸術)

●鳥根縣 (昭和十年 四月施行)

- 五官器とは何ぞや、是等諸器官の間に於ける解剖學的關係に就て述べよ
- 迷走神經の起始經過及分佈に就て述べよ
- 惡阻の原因、症候及其法を問ふ
- ロイマチス、神經痛及痲痺に對し鍼術の奏効する理由を述べよ
- 理學的消毒法の種類と各消毒法の應用範圍及施行上の注意
- 病原體不明の傳染病、名稱と細菌發育の要約、致死量、免疫抗體

●香川縣 (昭和十年 五月施行)

- 消化器各部の名稱を順位に記し且つ其主なる作用を記せ
- 大動脈弓より起始して頭部に分佈せる動脈の名稱と其經過を問ふ
- 業務上使用する器具物品の消毒法を記せ
- イ、僧帽筋に關係ある穴名を挙げ且つ禁鍼灸穴を記せ
- ロ、左の經穴の位置及分佈知覺神經を擧げよ 陽陵泉、丘墟、二間、石門、迎香 (以上共通)

○胃の疾患に刺鍼の目的及方法を記せ

○イ、頭痛に對する鍼療法及理由、刺鍼手技、雀啄術

○ロ、橈骨神經痛に對する鍼療法、刺鍼手技、振顫法 (以上鍼術)

○灸の生理的作用を問ふ

○イ、遺尿症

○ロ、痔根、背脊、消溼の指壓 (以上灸術)

●山口縣 (昭和十年 五月施行)

- 膝臟の位置形狀及生理的作用
- 左記に就て記せ
- イ、股動脈の起始經過
- ロ、延髓の位置
- ハ、坐骨神經の起始經過
- 事業上必要な消毒薬の名稱及稀釋度を記せ (以上共通)
- 鍼術の血液及血管に及ぼす影響を問ふ
- 神經痛と炎症痛との鑑別並に之に對する鍼療法 (以上鍼術)
- 氣管枝喘息の灸療法
- 神經痛と炎症痛の鑑別其の灸療法に就て記せ (以上灸術)
- 迷走神經の起始及び其の分佈を記せ

○小腦の作用を記せ

○化學的消毒法の主なるものを擧げ其の應用を記せ (以上共通)

○顔面神經麻痺の症候並に其鍼治法を記せ

○上膊部に於ける禁鍼穴名並に其の部位を記せ (以上鍼術)

○大腿部に於ける禁鍼穴名並に其部位を記せ (以下灸術)

○脚氣の症候並に其の灸治法を記せ

●神奈川縣 (昭和十年 七月施行)

- 腦神經の名稱
- 動脈血と靜脈血との區別
- 石炭酸水の製法と使用上の注意
- 術者の手指消毒
- 腹部正中線の穴名
- 禁鍼の名稱 (以上鍼術)
- 消化器の名稱を問ふ (以下灸術)
- 皮膚の生理的作用
- 消毒薬の名稱及用法
- 衣類の消毒方法
- 灸の種類
- 灸の血液循環に及ぼす作用

●三重縣 (昭和十年 九月施行)

○泌尿器の名稱及作用を記せ (以下鍼術)

神奈川縣、三重縣、大阪府、青森縣、滋賀縣

○聽器の名稱及び作用を記せ

○胃瘰癧に對する鍼治法

○折鍼の際如何に處置するか

○二%クレゾール水の調製法を記せ

○左記物品に適切なる消毒方法を述べよ
コップ、箸、椅子、書籍、萬年筆

○血液に就て知る所を記せ (以下灸術)

○小腸の作用を記せ

○胃瘰癧に對する灸治法

○灸の免疫體に及ぼす影響如何

○室内の消毒方法を記せ

○煮沸消毒法を述べよ

●大阪府 (昭和十年 九月施行)

- 心臓の構造を圖解し、併せて直接之と關係ある血管を附加せよ
- 小腦の機能を述べよ
- 昇水の稀釋度並その使用上の注意を述べよ
- 蒸氣消毒に就て説明せよ (以上共通)
- 折鍼の豫防法を詳記せよ
- 大迎、歸來、天府、委陽、身柱の五穴に關し詳述せよ (以上鍼術)
- 施灸に際して注意すべき事項を問ふ
- 天柱、不容、石門、陽交、曲澤の部位並に應用病名を問ふ

●青森縣 (昭和十年 九月施行)

- 血液の循環について知る處を記せ
- 下肢に分佈する主なる血管及神經を説明せよ (以上鍼術)
- 皮膚の作用に就いて説明せよ
- 背部を構成する主なる筋肉の構成を記せ (以上灸術)
- 消毒の方法及目的を問ふ (以下共通)
- 皮膚消毒薬として用ひらる主なる薬物の名稱及稀釋度につき記せ
- 次の經穴の解剖的位置を問ふ
承山、大横、尺澤、胃脘、陽谿
- 神經性心悸亢進の鍼灸療法に就て記せ

●滋賀縣 (昭和十年 九月施行)

- 腸間膜動脈の起始及び分佈を問ふ
- 鼓腸の原因、症候及び其の治療法を述べよ
- 痛痛の原因となるべき疾病を擧げ之等に對する施鍼上の禁忌を述べよ
- 左の事項を問ふ
イ、石炭酸の調製法
ロ、酒精の消毒方法及び應用の範圍
- 顔面神經の起始、經過及び分佈に就て述

べよ

- 横隔膜痙攣の原因、症状及び灸治法を記せ
- 半身不隨の原因並に治療法を問ふ
- 左の事項を問ふ
- イ、理學的消毒方法の種類を列記せよ
- ロ、昇水水の製法及び消毒實施上の注意

●奈良縣 (昭和十年) 十月施行

- 總頸動脈の起始、經過並に靜脈、神經との關係を記せ
- 小腦の位置及び其生理的作用を記せ
- 鍼に依る興奮術、鎮靜術との手技の差異を記せ
- 肝臓、隱白、四瀆、大赫の位置と其解剖的關係並に應用疾病を記せ
- 肘關節部に存する經穴名と各其の所屬の經名を記せ

- 氣管枝喘息に對する最も有効なる經穴名一つを挙げ其の奏効する理由を説明せよ
- 皮膚の消毒方法を詳記せよ
- シメルブツシュ氏の消毒方法

●京都府 (昭和十年) 十月施行

- 腋窩神經の經過並に筋と脈管との關係を記せ

- 腸管の構造及び膽汁の作用を記せ
- 施灸に適應する肋膜疾患を挙げ是に用ふる經穴並に最も注意すべき點
- 陽陵泉、命門に就て知る所を記せ
- 溫溜、腹溜の部位と其の解剖的關係並に應用疾患を記せ
- 胃痙攣に應用する經穴名と各其の應用の理由を説明せよ
- 消毒の必要なる理由
- 千倍昇水水の調製法及び其の用途並に原消毒薬の性状を問ふ

●岐阜縣 (昭和十年) 十月施行

- 腕關節を構成する骨の名稱を問ふ
- 膝關節を構成する筋の名稱及び之を通過する主なる血管神經の名稱
- 窒息とは如何並に之を惹起せしむる理由を問ふ
- 無水アルコール使用の皮膚に及ぼす影響を問ふ
- 折鍼に付き左の事項を説明せよ
- イ、豫防
- ロ、處置
- ハ、身體に及ぼす影響

- 妊婦便秘症に對する鍼術の可否及び其の理由を挙げ曲池に付き左の事を説明せよ
- イ、取穴法
- ロ、主治効用

- イ、免疫性の特異性に就て詳記せよ
- ロ、溶菌素とは如何なる事をいふか
- 化學的消毒薬品の名稱を挙げ其の優秀に就て述べよ

●長野縣 (昭和十年) 十月施行

- 腹壁を構成する筋の名稱を腹壁の各部につき外側より順次に列記せよ
- 赤血球、白血球に就て記せ
- 股神經の經過に就て記せ
- 關節の一般的構造を記せ
- 坐骨神經の鍼術、灸術の治療法を記せ
- 鍼術灸術の施術の際に於ける消毒方法を詳記せよ

●石川縣 (昭和十年) 十月施行

- イ、上膊中央の横面を畫き之を説明せよ
- ロ、肺呼吸の機械的作用を記せ
- イ、急性腎臟炎の症状、豫後並治療法を記せ
- ロ、左記經穴の解剖的位置
- 神庭、翳風、膏肓、風門、日月
- 施行に際し業者が應用すべき消毒方法並其順序

●福岡縣 (昭和十年) 十月施行

- 膝關節を通過する血管神經の關係

長野縣、石川縣、福岡縣、廣島縣、愛知縣、兵庫縣、千葉縣

- 延髓の作用を問ふ

- 鍼治に於ける制止法とは如何
- 腓腸筋痙攣の原因、症候及治療法

(以上鍼術)(以下灸術)

- 總頸動脈の起始、經過及枝別
- 内分泌に就て知る處を記せ
- 動脈硬化症の原因及症候、灸治法
- 問診の目的並に其事項を記せ

●廣島縣 (昭和十年) 十月施行

- 頸部の表面にある筋の名稱を記せ
- 肝臓の機能を記せ
- 偏頭痛に對する灸治の目的及穴名
- 胃擴張に對する鍼術法の目的
- 飛陽、頰車、隱白の解剖的部位
- 石炭酸水の溶解法
- 器具の消毒法

●愛知縣 (昭和十年) 十月施行

- 呼吸に必要な筋肉の名稱(以上鍼術)
- 體温の調節作用を問ふ
- 左記のものにより鍼及手を消毒せんとす利害を説明せよ
- 昇水水、煮沸、クレゾール水、石炭酸水、アルコール
- 顔面神經麻痺に對する施術法を記せ

- 神經炎及び神經痛に對する灸治法並に其の目的

●德島縣 (昭和十年) 十月施行

- 迷走神經の起始、經過並に其の分佈を記せ
- 膽汁の作用を記せ
- 石炭酸の性状、効能を記せ
- 手の少陰心經の種類並に部位を記せ
- 左の穴名の部位並に解剖學的關係を記せ
- 雲門、巨髀、氣舍、膺堂
- 膀胱結石の原因、症候並に鍼治を記せ
- 灸治の血液に及ぼす影響如何

●島根縣 (昭和十年) 十月施行

- 頭蓋を構成する骨の名稱及び其の位置に就て記せ
- 消化器の名稱及び之に分佈する神經に就て記せ
- 刺鍼法の手技及び其の生理的作用を記せ
- 不眠症に對し鍼術の効ある理由及び其の主治穴名を問ふ
- 通風の原因、症候及び其の主治穴名を問ふ
- 手の小陰心經に屬する穴名を挙げ其の解剖的部位を詳記せよ

- 肋間神經痛に對する施術法を記せ
- 左記各項の位置を問ふ (以下灸術)
- 虫様突起、過後筋、腓骨神經、無名動脈
- 下鼻甲介
- 腎臟の生理的作用
- 消毒薬五つを挙げ手の消毒法の利害を述べよ
- 遺尿症の原因及療法
- 四花の穴は如何なる疾病に用ゆるや

●兵庫縣 (昭和十年) 十月施行

- 迷走神經の起始及び分佈する内臓を問ふ
- 舌の構造及び神經、動脈に就て記せ
- 充血に對する刺鍼法
- 麻痺とは何ぞや
- 昇水の性状及び中毒作用 (以上鍼術)
- 前膊を屈伸する筋を列舉せよ(以下灸術)
- 脊髓に就て略記せよ
- 灸の適應症と禁忌症
- 腸痙攣と腹膜炎の鑑別を問ふ
- クレゾール、石炭酸の性状、溶解法及び用途

●千葉縣 (昭和十年) 十月施行

- 頸部の筋名及び血管、神經の名稱
- 皮膚の構造

栃木縣、埼玉縣、群馬縣、神奈川県

- 白血球の作用
- 神経性心悸亢進症の症候及穴名
- 補瀉迎隨の刺鍼法
- 金屬器具の適切な消毒法(以上鍼術)
- 胸廓内にある臓器の名稱及其位置
- 腸の生理的作用を問ふ
- 肩胛部の筋と神経の名稱を問ふ
- 消毒の定義を記せ
- 肺結核に對する施灸時期並に灸治法
- 灸術の禁忌症に就て記せ(以上灸術)

●栃木縣 (昭和十年十月施行)

- 腋窩を構成する筋の名稱及同窩を通過する血管、神経を述べ
- 血脈に就き知れることを記せ
- 癩癧とは如何なる疾病なりや
- 稀「アルコール」と「純アルコール」とは何れが消毒力強きや且つ其の理由を問ふ
- 不隨意運動とは如何症例を挙げ説明せよ
- 上膊に存する主なる神経の名稱及其徑路を問ふ
- 内分泌腺に就き知れることを記せ
- 灸術の本態及び治効作用に就て知る處を述べよ
- 慢性胃炎の原因及症候を述べよ

- 不隨意運動とは如何、症例を挙げ説明せよ
- 如何なる缺點のために灸痕は化膿するや

●埼玉縣 (昭和十年十月施行)

- 迷走神経は何れに分佈するや
- 四頭筋の起始停止、作用を記せ(共通)
- 四肢に鍼を刺入する場合如何なる注意を要するや
- 刺鍼を避くべき部位を記せ
- 横隔膜痙攣に對する刺鍼點を記せ
- 施灸局所と器械消毒法を記せ(以上鍼術)
- 灸治の禁忌すべき場合を記せ
- 灸治を施す前後の處置を記せ
- 麻痺に灸術を施す時は如何なる作用あるや
- 消毒を施すべき理由を記せ(以上灸術)

●群馬縣 (昭和十年十月施行)

- 骨盤の位置、形狀及其構成骨の名稱を問ふ
- 心臓の位置、形狀及其構造を記せ
- 血液の生理的作用及其成分を問ふ
- ロイマチス打撲症の鑑別
- 三陰交、心兪、曲垣の解剖的位置並に筋血管、神経の關係を問ふ

●神奈川県 (昭和十年十月施行)

- 膽石痙痛、膽石症の徵候並に鍼治法
- 肩胛骨烏喙突起に附着する筋の名稱並に起始、停止を問ふ
- 甲状腺の位置、區別及構造を問ふ
- 飲用したる水は何の部を通じて體外に排出せらるゝや
- 中樞麻痺と末梢麻痺との鑑別
- 足の三里に施灸すれば如何なる徵候を呈するや例を挙げて説明せよ
- 黃疸とは何ぞや及灸治法を記せ

●神奈川県 (昭和十年十月施行)

- 腦神経の名稱
- 動脈血と靜脈血との差異
- 石炭酸水の製法及其使用上の注意
- 手指の消毒法
- 腹部正中線の穴名
- 禁鍼穴の名稱
- 消化器の名稱
- 皮膚の生理的作用
- 衣類の消毒法
- 消毒薬の名稱及其の製法
- 灸の種類
- 灸の循環器に及ぼす作用(以上灸術)

●山形縣 (昭和十年十月施行)

- 顔面神経の經過及分佈を問ふ
- 肝臓の機能を問ふ
- 作業衣(白衣)の消毒法を記せ
- 鍼の禁忌の部位及場合を記せ(以上鍼術)
- 咀嚼を營む筋の名稱を記せ
- 呼吸に就いて述べよ
- 灸痕の化膿する理由及處置を問ふ
- 顔面部の禁灸穴の名稱及解剖的位置を述べよ

●岡山縣 (昭和十年十月施行)

- 胸廓を構成する骨の形狀並に聯接
- ビタミンに就いて
- 軟骨の作用
- 舌を運動する神経の名稱及び起始經過
- 化學的消毒法
- 鍼具の理想的消毒法
- 法定石炭酸の製法
- 灸痕化膿の原因
- 鍼の遺感とは如何
- 驚口瘡の症狀並に鍼治法
- 書癩の灸治法
- ベセドー氏病の症狀及灸治法

●秋田縣 (昭和十年十月施行)

- 肝臓の作用を問ふ
- 延髄の位置及其機能
- 鍼尖轉位術の方式及其目的を問ふ
- 灸炷の大小は如何なる條件により決定せらるゝか
- 消毒薬の種類並に其應用に就いて知る處を記せ
- 傳染性皮膚病患者に接したる後は如何なる處置をとるや

●長崎縣 (昭和十年十月施行)

- 腎臓の位置構造及機能
- 呼吸の種類及び作用
- 陰廉、浮白、血海の位置及其部の血管神経の關係
- 膀胱の位置、各部の名稱及機能を記せ
- ヒステリーに對する施灸法を記せ
- 復溜、水交、強間の位置及其部の血管、神経の關係
- 體温調節に就いて知る所を記せ
- 皮膚消毒方法を記せ
- 酒精の消毒價値を記せ

●熊本縣 (昭和十年十月施行)

- 酒精の消毒價値を記せ(以上灸術)

- 臆部筋の名稱作用及之に分佈する神経を問ふ
- 交感神経の中樞、分佈及作用
- 石炭酸、酒精、昇汞の消毒上の價値を記せ
- 施術に際して消毒の順序方法並に其他の注意事項
- 鍼術施行の際死に至る疾病を問ふ
- 尺骨神経の經過、分佈及其作用を記せ
- 僧帽筋、胸鎖乳嚔筋の起始、停止、作用及之に分佈する神経を記せ
- 施行前後の皮膚の消毒方法を問ふ
- 酒精を消毒薬として用ゆる時の注意如何
- 正營、支溝、腰兪、懸鐘の採點

●佐賀縣 (昭和十年十月施行)

- 坐骨神経の起始經過
- 血脈に就いて知る處を記せ
- クレゾール水の性狀並に其消毒的價値を問ふ
- 胸腹部の禁鍼穴を説明せよ
- 急性氣管枝加答兒の原因症候及其鍼治法を問ふ
- 下腿の禁灸穴を説明せよ
- 遺尿症とは何ぞや及其灸治法を説明せよ

山形縣、岡山縣、秋田縣、長崎縣、熊本縣、佐賀縣

●山口縣 (昭和十年十月施行)

- 血液運行の原因を記せよ
- 左記各項に就て記せよ
 - イ、唾液腺の構造及唾液の化學的成分
 - ロ、胃に分佈する神経の名稱
 - ハ、總頸動脈の起始及經過
 - ニ、二頭膊筋の起始及經過停止
- 消毒の必要なる理由並に主なる二、三の消毒薬の調製方法を詳記せよ(以上共通)
- 鍼の刺激度と治効との關係
- 喘息に對する鍼治療法 (以上鍼術)
- 九曜灸の取穴法、適應症 (以上灸術)
- 腸加答兒の灸治療法 (以上灸術)

●靜岡縣 (昭和十年十月施行)

- 横隔膜に就き知る處を記せ
- 腎臓の生理的作用を問ふ (以上共通)
- 偏頭痛の鍼治療法
- 腹部に於ける禁鍼穴を解剖的に擧げよ (以上灸術)
- 胃腸アトニーに對する灸治療法
- 腎臓、孔最、大谿の應用病範圍を問ふ

●鹿兒島縣 (昭和十年十月施行)

- 坐骨神経の經過分佈並に筋との關係を問ふ
- 慢性胃加答兒に對する療法
- 頸部刺鍼點に對して記せ
- 創傷傳染病とは何ぞや
- 加熱消毒法の一を擧げその方法を記せ
- 腹壁を構成する諸筋の名稱を記せ (以下灸術)
- 體溫調節する作用を説明せよ
- 脚氣に對する療法を記せ
- 灸治に於ける反射作用を説明せよ
- 消毒及滅菌の意義を記せ
- 左の孔穴の位置を問ふ
 - 上關、或中、腹哀、清冷淵、大杼
- 橈骨神經麻痺の原因、症候及療法を問ふ (以上鍼術)(以下灸術)
- 淋巴腺の重なる所在及機能を問ふ
- 腎臓の位置及機能を問ふ
- 大動脈弓より分岐する動脈の名稱を問ふ
- 左の孔穴の位置を問ふ
 - 天鼎、氣戶、卒谷、支溝、身柱
- 腦溢血の原因、症候及療法を問ふ

●大阪府 (昭和十一年四月施行)

- 内頸動脈の起始、經過枝別の名稱及靜脈神經との關係を記せ
- 脊髓の反射作用を圖を以て説明せよ
- 施鍼の血球に及ぼす影響並に其理由を問ふ

●吾人の一日に必要な營養素量並に「カロリ」に就て説明せよ

- 普通使用せらるる消毒薬三種を擧げ、その薬液調製法及使用上注意すべき點を記せ
- 次に示す經穴の部位を問ふ
 - イ、光明
 - ロ、膝關
 - ハ、中樞
 - ニ、梁門
- 鍼の細大長短が疾病治癒に及ぼす影響に付き記せ
- 膽石痛の原因症候及之に對する鍼治療の可否に就き述べよ (以上鍼術)
- 胃擴張と胃「アトニー」との相違點並に灸治法に就て述べよ
- 膀胱麻痺に對する灸治の目的及灸點の部位を記せ (以上灸術)

●警視廳 (昭和十一年三月施行)

- 延髓の位置、構造の概略及び其機能を問ふ
- 白血球を説明せよ
- 理想的消毒薬と其の條件
- 石炭酸に就て述べよ (以上鍼術)
- 膽汁の作用及び之を分泌する臓器の名稱を記せ

- 迷走神経の支配を説明せよ
- 日光消毒法を述べよ
- 毛皮、紙製器類の消毒方法(以上灸術)

●青森縣 (昭和十一年三月施行)

- 大腿の筋肉を擧げ各々に就き運動神経及血管の分佈を説明せよ
- 心臓の機能及其の支配神経を述べ且つ末梢部の神経との關係を説明せよ
- 足の陽明胃經中腹部にある穴名並に之に分佈する神経及此の穴に相當する内臓を問ふ
- 黃疸の原因及鍼術、灸術療法
- 施術時に於ける消毒の目的
- 消毒薬の名稱を擧げ其稀釋度を記せ

●山梨縣 (昭和十一年三月施行)

- 胸廓を構成する骨の名稱を問ふ
- 脾臓の位置及機能を問ふ
- 心臓の神経機能を問ふ
- 手指の完全なる消毒法を問ふ

●北海道 (昭和十一年三月施行)

- 心臓の構造特に腔、瓣、開口する血管等に就て記せ (以下鍼術)
- 唾液の性状及其作用を記せ

ふ

- 肘關節にある穴名を擧げ其の經名、解剖學的的部位並に取穴法を記せ(以上鍼術)
- 灸の適應症及不適應症二、三を擧げ其の理由を説明せよ
- 前頂、中庭、四瀆、肝兪、陰陵泉の部位應用並に經名を問ふ (以上灸術)
- 乾熱滅菌と濕熱滅菌の優劣を比較せよ
- 消毒薬の備ふべき要件を問ふ(以上共通)

●愛知縣 (昭和十一年四月施行)

- 皮膚の構造を説明せよ (以下鍼術)
- 反射運動の刺激の傳導を説明せよ
- 化學的消毒法に就き述べよ
- 腹痛に對する刺鍼上の注意事項を記せ
- 神経性心悸亢進症の症候及療法如何
- 左の各項の位置を問ふ (以下灸術)
 - 下鼻甲介、延髓、人中、白線、胸腺
- 口腔の作用に就き記せ
- 石炭酸、昇汞水は如何にして使用するや
- 骨系統に及ぼす灸の影響に就て
- 高血壓に對する灸灸法を記せ

●三重縣 (昭和十一年四月施行)

- 頭蓋骨縫合の種類及所在を記せ
- 喉頭の構造及其作用を問ふ

○四肢に存する禁鍼穴の名稱及位置を記せ

- 急性關節炎に對する施鍼法
- 加熱消毒法に於る注意すべき點を記せ
- 日本藥局方石炭酸六十瓦を使用して三%石炭酸水を調製する方法を記せ (以上鍼術)
- 人體の組織に就て知る處を記せ
- 知覺作用を述べよ
- 灸の刺鍼療法としての價値如何
- 喘息に對する灸治療法
- 蒸氣消毒に就て知る處を記せ
- 左記物品に就て適當なる消毒方法を記せ
 - 金盞、タオル、革財布、書籍、硝子製コップ

●鹿兒島縣 (昭和十一年四月施行)

- 次に示す刺鍼刺戟の治療的價値に就き説明せよ
 - イ、斷續的刺戟
 - ロ、連續的刺戟
 - ハ、無感的刺戟
 - ニ、雪法樣刺戟
- 膀胱痙攣の原因、症候及之に對する鍼治療法を述べよ (以上鍼術)(以下灸術)
- 氣管枝喘息に對する灸治の目的、施灸部位及施灸量(灸の大小數)に就て述べよ
- 動脈硬化症の症候並に灸治療法如何
- 脾臓の位置、形狀及其生理的機能を記せ

兵庫縣、島根縣、山形縣、長野縣、富山縣、徳島縣

- 體温發生の根源及體温調節作用に就て記せ
- 結核預防法に基く喀痰消毒薬の調製法を記せ
- 左に示す經穴の部位並に其治療の應用に就て述べよ

中腕、列缺、水突、商丘

● 兵庫縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 前膊前面の諸筋を列舉せよ
- 血液の成分
- 施術に當り注意すべき事項を記せ
- 刺鍼の腸管に及ぼす作用
- 消毒薬としての必要條件 (以上鍼術)
- 脾胃關節の構成を問ふ
- 動脈血と靜脈血の區別を問ふ
- 反射機能とは如何
- 灸の筋肉に對する作用
- 沃度チンキの消毒的效果を問ふ

● 島根縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 排泄器の名稱と其構造機能作用を問ふ
- 膝關節形成する筋と血管神經の關係に就て
- 結核患者の死亡せる住宅の完全なる消毒方法實施に就て詳記せよ

- 細菌の生活厚生滅菌法、制菌法、抗毒素に就て記せ (以上共通)
- 神經性食道痙攣の原因、症候並に其主治穴名を問ふ
- 神經炎に鍼術の適否並に其理由を問ふ (以上鍼術)(以下灸術)

- 次の穴の部位並に其効用を問ふ
- 五處、本神、長強、通里、商陽
- 灸灸と温灸の利害得失を述べよ

● 山形縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 副交感神經の作用を問ふ
- 横隔膜痙攣の症候及療法を記せ
- 理學的消毒法と化學的消毒法とに就て述べ其利害得失を問ふ
- 刺鍼時の注意事項を問ふ (以上鍼術)
- 三叉神經の第二枝の起始、經過及其分佈を問ふ (以下灸術)
- 胃に於るけ消化作用を述べ且全消化所要時間を問ふ
- 灸の禁忌の部位及禁忌の場合を問ふ
- 消毒とは如何なることを云ふか

● 長野縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 上肢骨の名稱並に聯接を問ふ
- 腹膜に就て知る處を記せ

- 消化器系疾患の鍼術及灸術の適應症を舉げ其奏効する理由を説明せよ
- 顔面神經痙攣の鍼療法及灸療法を問ふ
- 酒精及石炭酸の製造法並に鍼灸術の消毒法を記せ
- 丹毒に對する豫防法を記せ

● 富山縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 膀胱の位置、形狀、機能を記せ
- 交感神經に就て知る處を記せ(以上共通)
- 顔面神經痛の原因並に之に對する鍼治法を記せ
- 腸痛の症候並に之に對する鍼治法を記せ
- 結核とトラホーム豫防上の要點を記せ
- 理學的消毒法に就て記せ (以上鍼術)
- 肝臓の位置、形狀、構造を記せ (以下灸術)
- 迷走神經に就て記せ
- 尺骨神經痙攣の症候並に灸治法を記せ
- 胃下垂症の症候並に灸治法を記せ
- 主なる呼吸器傳染病に就て其の主要症候を述べよ
- アルコールの性状並に其應用を記せ
- 喉頭軟骨相互の聯接を記せ

● 徳島縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 喉頭軟骨相互の聯接を記せ

- 赤血球の生理的機能を記せ
- 消毒方法の種類を舉げよ (以上共通)
- 鍼の構造並に種類を記せ (以下鍼術)
- 慢性腎臓炎の症候並に鍼治法を記せ (以下灸術)
- 灸治の血液に及ぼす影響如何
- 灸治の禁忌症を舉げよ

● 福井縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 腸各部の名稱及其機能を問ふ
- 三叉神經の起始及分佈状態を問ふ
- 鍼の神經に及ぼす作用を問ふ
- 孔最、三陰交、天柱の解剖的部位及其の應用する場合を問ふ
- 施術に臨み消毒を行ふ順序を記せ
- 患部の消毒に最も有効なる消毒法を問ふ (以上鍼術)(以下灸術)
- 胃の位置及各部の名稱並に其機能を問ふ
- 顔面神經の經路を問ふ
- 施灸の血管及神經に及ぼす作用
- 灸の深達作用に就て
- 酒精を以て消毒を行ふ場合如何にするや
- 左の物件の適當なる消毒方法を問ふ
- イ、白衣
- ロ、手指
- ハ、患部

● 栃木縣 (昭和十一年) (四月施行)

福井縣、栃木縣、埼玉縣、長崎縣、群馬縣

- 折鍼の理由及處置を問ふ
- 頸部に刺鍼の際注意すべき點を記せ

- 腹膜の解剖及機能を問ふ
- 淋巴腺の構造及作用を問ふ
- 黄疽の原因及徴候を問ふ
- 尺骨神經痙攣の原因及症候を述べよ
- 震顫麻痺の原因及症候を述べよ
- 鍼に適當なる消毒薬及其消毒方法を明記すべし (以上鍼術)
- 迷走神經の起始及之が分佈する内臓を示せ
- 延髓の機能及諸中核を述べよ
- 膀胱痙攣の症候を詳記せよ
- 痲痺とは如何なる病なるか
- 最も適當なる手術衣(白衣)消毒方法を問ふ
- 次の事項につき説明せよ
- イ、消毒用アルコール
- ロ、皮脂腺
- ハ、卒中様發作 (以上灸術)

● 埼玉縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 心臓の位置、形狀及作用
- 胃を支配する神經の名稱及神經の作用 (以上共通)
- 子宮痙攣に對する刺鍼の部位及目的を記せ

● 長崎縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 腹膜に就て記せ
- 内分泌に就て知る處を記せ
- 腹瀉、液門、乗風の位置及其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 鍼術の血液循環に及ぼす作用に就て記せ
- 鍼の消毒方法を記せ (以上鍼術)
- 膀胱の位置及機能を記せ
- 血脈に就て記せ
- 外丘、内關、天谿の位置及其部に於ける筋、血管、神經の關係を記せ
- 灸術の白血球に及ぼす作用に就て記せ
- クレゾール水の調製法及其用途を記せ (以上灸術)

● 群馬縣 (昭和十一年) (四月施行)

- 坐骨神經の起始、經過、分佈及筋との關係

- 淋巴液の成分及生理的作用を問ふ
- 顔面神経痛とは如何なるものなりや
- 偏頭痛の原因、症候及鍼灸法を問ふ
- 刺鍼禁忌の部位と場合 (以上鍼術)
- 刺鍼作用を記せ
- 咀嚼筋の名稱及分佈する神経を問ふ
- 遺傳病と傳染病との區別並に例を舉げて説明せよ
- 常習便秘の原因並にその灸治法
- 胃痙攣の要穴を記せ (以上灸術)

●新潟縣 (昭和十一年)

- 大腿部に於ける筋肉、血管、神経の關係を述べよ
- 呼吸作用を説明せよ
- 消毒の目的及主なる消毒薬の種類
- 鍼、手指、施術局部の消毒方法 (以上共通)
- 鍼の興奮作用
- 頸部に於ける刺鍼の深さ並その注意
- 三叉神経痛の症狀及其刺鍼法
- 腹部正中に位する穴名及刺鍼法 (以上鍼術)(以下灸術)
- 胃に當る穴名及灸の壯數如何
- 灸の生理的作用
- 筋肉ロイマチスと神経痛との區別及灸治

法

○灸治後の處置

- 横隔膜の機能及之に接する臓器の名稱を挙げよ
- 橈骨神経麻痺の原因、症狀及治療法を述べよ
- アルコール(酒精)の消毒力に就て (以上全部共通)

●山口縣 (昭和十一年)

- 脾臓の位置、形状、生理的作用を記せ
- 肘窩を通過する主要なる血管及神経の名稱を記せ
- 各種消毒薬の名稱及其溶解方法を記せ (以上共通)
- 麻痺に對する鍼治療法
- 三角筋周縁に存する經穴の名稱及部位を問ふ (以上鍼術)(以下灸術)
- 灸の中毒作用とは如何なるものか
- 氣管枝加答兒に對する灸治療法
- 岩手縣 (昭和十一年)
- 坐骨神経の起始及其分佈を問ふ
- 新陳代謝とは如何

- 鍼術及灸術の禁忌症と禁忌點如何
- 偏頭痛の原因、症候及其鍼灸法並に灸治法如何
- 手指及衣服の消毒に就て記せ(以上共通)
- 奈良縣 (昭和十一年)
- 頸部に於ける血管及神経に就て記せ
- 腎臓の位置、形状作用に就て記せ
- 腹部刺鍼法並に注意すべき事項を問ふ
- 肝臓、委中の部位並に解剖的關係と其穴の應用せらるゝ場合を問ふ
- 日光の消毒的價値に就て記せ
- 消毒薬品三種を挙げ各調製法並に消毒上の應用に就て記せ (以上鍼術)
- 脛骨神経の起始、經過並に分佈を記せ
- 利尿作用に就て説明せよ
- 麻痺に對する施灸法と奏効する理由
- 肺結核に對する施灸の時期並に施灸時に於ける注意すべき事項を問ふ
- 室内消毒に就て詳記せよ
- 理學的消毒と化學的消毒の應用範圍を記せ (以上灸術)
- 廣島縣 (昭和十一年)
- 胸廓を構成する骨の名稱及其聯接に就て
- 大循環に就て詳記せよ

- 下腿前側に在る穴名を記せよ
- 消毒薬の種類及其溶解法
- 金屬器具に對する消毒法 (以上共通)
- 肋間神経痛に對する鍼灸法其目的 (鍼術)
- 肩胛神経痛に對する灸治法を問ふ (灸術)

●滋賀縣 (昭和十一年)

- 頸部に於ける主要なる神経及動脈の名稱を挙げ之等の位置的關係を述べよ
- 腹痛を招來する疾病の種類を挙げ之等に對し鍼術施術上の禁忌すべき場合を述べよ
- 横隔膜痙攣の原因、症候、鍼灸法を問ふ
- 左の消毒薬に適する物件の種類を挙げよイ、アルコール ロ、石炭酸 (以上鍼術)
- 大腿に於ける筋と神経及脈管の關係を述べよ
- 黃疸の發來する原因及施灸上注意すべき事項を挙げよ
- 腰痛を惹起する疾病を挙げ之等の灸治法を述べよ
- 左の物件に就き最適と認むべき消毒法を挙げよ

滋賀縣、宮崎縣、靜岡縣、千葉縣、福岡縣

- イ、手指 ロ、衣服 ハ、咯痰 ニ、尿管 (以上灸術)

●宮崎縣 (昭和十一年)

- 鼠蹊窩を構成する筋及通過する脈管、神經の名稱並に位置を問ふ
- 肝臓の位置、構造及機能に就て
- 消毒薬五種を挙げ消毒の必要なる理由 (以上共通)(以下灸術)
- 氣管枝喘息の原因、症候及灸治法に就て
- 上肢、下肢に於ける禁灸穴を記せ (以下鍼術)
- 膈痛とは如何其刺鍼法及其の効する理由
- 上肢下肢に於ける禁鍼穴を記せ
- 坐骨神経の經路を記せ
- 肩胛關節の構造及運動に預る筋の起始、停止を簡單に記せ (以上共通)
- 坐骨神経痛の鍼灸法を問ふ
- 胃痙攣の鍼灸法及其要穴並に最も主要なる三穴を挙げ其取穴方を問ふ(以上鍼術)
- 慢性腸加答兒の灸法を問ふ
- 合谷、天柱、巨闕、足三里の各穴の應用病の範圍及部位を記せ (以上灸術)

●千葉縣 (昭和十一年)

- 心臓の位置及び構造を問ふ
- 上肢に於ける主なる血管の名稱經路を問ふ
- 内分泌に就て知る處を記せ
- 施術時の消毒に就て記せ
- 肩井、陽池の位置を問ふ
- 神經性胃痛の症候並に其鍼灸法を問ふ (以上鍼術)
- 腹部臓器の名稱を問ふ
- 皮下に淺在する主なる血管の名稱を問ふ
- 血液の生理的作用を問ふ
- 消毒薬の名稱及其使用上の注意
- 喘息の症狀並に其灸治法を問ふ
- 缺盆、中瀆の部位を問ふ (以上灸術)
- 福岡縣 (昭和十一年)
- 小坐骨孔を通ずる血管、神経の名稱を問ふ
- 自律神経の機能を問ふ
- 鍼治に消毒の必要なる理由を説明せよ
- 副神経麻痺の原因、症候及鍼灸法を問ふ (以上鍼術)(以下灸術)
- 門脈系に就て知る處を記せ
- 脾臓の生理を問ふ

○施灸續行の場合、灸痕變化の狀態に應じて如何なる處置をなすべきヤ

○三角筋ロイマチスの症候及灸治法を記せ

●和歌山縣(昭和十一年六月施行)

○下肢の主なる神經並に動脈の經過を記せ

○腎臟の位置、形狀並に機能を記せ

○腹痛に對する灸治法並に施術時の注意を記せ

○腹痛に對する灸治法並に施術時の注意を記せ

○顔面神經麻痺に對する灸治法を問ふ

○腺病質を適應とする理由並に理學的消毒とは如何

○左の消毒藥の用法並に長所、短所を記せ

イ、石炭酸水 ロ、クレゾール
ハ、アルコール ニ、昇汞水

改正 鍼灸按摩柔道整復マツサ 術營業取締規則

内務省令第十號

按摩術營業取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治四十四年八月十四日

内務大臣法學博士男爵 平田 東助

●按摩術營業取締規則

第一條 按摩術(「マツサージ」術ヲ含ム以下之ニ倣フ)營業ヲ爲サムトスル者ハ試驗合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添ヘ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ倣フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ノ鑑札ヲ交付セサルモノトス

第三條 按摩術ノ試驗ハ地方長官之ヲ舉行ス
試驗ヲ分テ甲種及乙種トス其ノ試驗科目ハ左ノ如シ
甲種 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能

附 錄

二 按摩方式及身體各部ノ按摩術

三 消毒法大意 四 按摩術ノ實地

乙種 乙種ハ按摩術ノ實地ヲ行フノ外甲種試驗ノ各科目ニ付簡易試驗ヲ行フモノトス

第四條 甲種試驗ハ四箇年以上按摩術ヲ修業シタル者ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

乙種試驗ハ盲人ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得ス但シ二箇年以上ノ修業履歴アルコトヲ要ス

第五條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ハタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ履歴ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第五條ノ二 營業者ハ脱臼又ハ骨折患者ニ施術ヲ爲スコトヲ得ス但シ醫師ノ同意ヲ得タル病者ニ就テハ此ノ限りニ在ラス

第五條ノ三 地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ニ於テ「マツサージ」術ヲ修業シ又ハ「マツサージ」術ノ試驗ニ合格シ免許鑑札ヲ受ケタルモノニ非ラサレハ「マツサージ」術ヲ標榜スルコトヲ得ス(大正九年四月)

二十一日右二項ヲ追加セラル

第六條 營業者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第七條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願フヘシ

族籍氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

第八條 營業者廢業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルコト能ハサル事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ

營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戸籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ

第九條 營業者第二條ニ該當シ又ハ業務上犯罪若ハ不正ノ行爲アリタルトキハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メテ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許ヲ取消シ免

許鑑札ヲ返納セシムルコトアルヘシ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖疾病治愈シ又ハ改悛ノ情顯著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

第十條 免許鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ若ハ停止中營業ヲ爲シタル者又ハ第五條ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十一條 第六條第一項第七條又ハ第八條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ執行ス
本令施行前地方長官ニ於テ交付シタル免許鑑札ハ本令ニ依リ交付シタルモノト看做ス

本令ノ規定ハ柔道ノ教授ヲ爲ス者ニ於テ打撲、捻挫、脱臼及骨折ニ對シテ行フ柔道整復術ニ之ヲ準用ス
(天正九年四月二十一日日本項追加セラル)

地方ノ狀況ニ依リ必要ト認ムルトキハ地方長官ハ官人ニ限リ當分ノ内其履歷ヲ審査シ試験ヲ要セス免許鑑札ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ免許鑑札ヲ得タル者其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ後ノ住所地ノ地方長官ニ願出テ更ニ免許鑑札ヲ受クヘシ

内務省令第十一號

鍼術、灸術營業取締規則左ノ通之ヲ定ム

明治四十四年八月十四日

内務大臣法學博士男爵 平 田 東 助

● 鍼術、灸術營業取締規則

第一條 鍼術又ハ灸術營業ヲ爲サムトスル者ハ試験合格證書又ハ地方長官ノ指定シタル學校若ハ講習所ノ卒業證書ヲ添へ住所地ノ地方長官(東京府ニ於テハ警視總監以下之ニ倣フ)ニ願出テ免許鑑札ヲ受クヘシ

第二條 精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルモノトス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ免許鑑札ヲ交付セサルコトアルヘシ

第三條 鍼術又ハ灸術ノ試験ハ地方長官之ヲ舉行ス試験科目ハ左ノ如シ

- 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能並筋ト神經脈管ノ關係
- 二 身體各部ノ刺鍼法又ハ灸點法並經穴及禁穴
- 三 消毒法大意
- 四 鍼術又ハ灸術ノ實地

第四條 四箇年以上鍼術又ハ灸術ヲ修業シタル者ニ非サレハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第五條 鍼術ヲ施サムトスルトキハ鍼、手指及手術

ノ局部ヲ消毒スヘシ

第六條 營業者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス流派名又ハ卒業シタル學校講習所ノ名稱若ハ修業ノ證明ヲ與ヘタル教師ノ氏名ヲ除ク外業務上其ノ技能、施術方法又ハ經歷ニ關スル廣告ヲ爲スコトヲ得ス

第七條 鍼術又ハ灸術營業者ハ瀉血、切開其ノ他外科手術ヲ行ヒ若ハ電氣烙鐵ノ類ヲ用キ又ハ藥品ヲ投與シ若ハ之カ指示ヲ爲スコトヲ得ス

第八條 營業者其ノ住所地ヲ他ノ道府縣ニ移シタルトキハ十日以内ニ鑑札ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出ヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其ノ旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第九條 營業者免許鑑札ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ住所地ノ地方長官ニ再下付ヲ願出ヘシ

族籍、氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スルトキハ其ノ事由ヲ記シ二十日以内ニ鑑札ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ヘシ

第十條 營業者廢業シタルトキハ二十日以内ニ免許鑑札ヲ返納スヘシ若シ鑑札ヲ返納スルコト能ハサル

事由アルトキハ其ノ事由ヲ届出ヘシ
營業者死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタルトキハ戶
籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日以内ニ免許鑑札
ヲ返納スヘシ

第十一條 營業者第二條ニ該當シ又ハ業務上犯罪若
ハ不正ノ行為アリタルトキハ住所ノ地方長官ハ
期日ヲ定メテ其ノ營業ヲ停止シ又ハ免許鑑札ヲ返
納セシムルコトアルヘシ
本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖疾病治療又ハ改
俊ノ情顯著ナルトキハ再免許鑑札ヲ交付スルコト
ヲ得

第十二條 免許鑑札ヲ受ケスシテ營業ヲ爲シ若ハ停
止中營業ヲ爲シタル者又ハ第六條第七條ニ違背シ
タル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス
第十三條 第八條第一項第九條又ハ第十條ニ違背シ
タル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ明治四十五年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
本令施行前行政廳ニ於テ交付シタル免許鑑札其ノ他
免許ノ證ハ本令ニ依リ交付シタル免許鑑札ト看做ス
改正鍼術、灸術營業取締規則(終)

●大阪府鍼術、灸術營業取締規

則施行細則

明治四十四年十二月府令第九十七號
大正十二年二月二十二日改正
昭和四年十一月二十八日改正

第一條 鍼術、灸術ノ免許鑑札ヲ受ケムトスル者ハ
族籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ資格證明書並
戸籍謄本及ヒ規則第二條ノ疾患ニ關スル醫師ノ證
明書ヲ添ヘ當廳ニ差出スヘシ

第二條 鍼術、灸術試驗ヲ受ケムトスル者ハ族籍、
住所、氏名、生年月日ヲ具シ履歷書並修業ニ關ス
ル師ノ證明書及最近撮影セル寫真(脱帽、半身、
手札形ニシテ裏面ニ氏名、年齢、撮影年月日ヲ記
シタルモノ)ヲ添ヘ當廳ニ願出ヘシ

第三條 鍼術、灸術ノ試驗ハ毎年二回舉行ス試驗ノ
日時場所ハ之ヲ告示ス

第四條 試驗ハ學說、實地ニ區別シ學說試驗ニ合格
シタル者ニ非サレハ實地試驗ヲ受クルコトヲ得ス
第五條 學說試驗ハ筆答トス但シ盲人ニ限リ口頭試
驗ヲ行フ

第六條 試驗ニ合格シタル者ハ合格證書ヲ附與ス
第七條 鍼術營業者、鍼、手指及手術ノ局部ヲ消毒
スルトキハ左ノ藥品ノ一ニ依ルヘシ

- 一 五十倍石炭酸水
- 二 五十倍「リゾール」溶液

三 百倍「フォルマリン」溶液

四 局方稀酒精

第八條 營業者就業中ハ常ニ鑑札ヲ携帯スベシ警察
官吏ノ求メアルトキハ之ヲ提示スヘシ

第九條 鑑札ハ他人ニ貸與スヘカラス

第十條 營業者出張所ヲ設ケタルトキハ五日以内ニ
所在地ノ警察官署ニ届出ヘシ

第十一條 營業者住所ヲ移シタルトキハ鑑札ヲ添ヘ
五日以内ニ移轉地ノ警察官署ニ届出ヘシ

第十二條 營業者組合ヲ組織セントスルトキハ
郡市ヲ一區域トシ其ノ地域内ノ同業者二分ノ一以
上ノ同意ヲ得テ規約ヲ定メ當廳ノ認可ヲ受クヘシ
之ヲ變更セントスルトキ亦同シ

第十三條 前項ノ組合ヲ設ケタル地域内ニ營業スルモノハ組
合ニ加入スヘシ

第十四條 組合規約ニハ組合ノ名稱、目的、事
務所ノ位置、役員選舉ノ方法、組合費ノ收支、會
議其ノ他組合ニ必要ナル事項ヲ規定スヘシ

第十五條 組合ハ認可後ト雖モ公益ヲ害スト認ム
ルトキハ其ノ認可ヲ取消シ又ハ規約ノ變更ヲ命ス
ルコトアルヘシ

第十六條 組合會議ノ議決法令ニ違反シ又ハ公
益ヲ害スト認ムルトキハ其議決ヲ取消シ尙役員ニ
シテ不適任ト認ムルトキハ其改選ヲ命スルコトアル

第十二條 鍼術、灸術營業取締規則及本期ニ規定セ
ル願届並鑑札ノ返納ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ
第十三條 本則第七條、第八條、第九條、第十條、
第十一條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十四條 本則ハ明治四十五年一月一日ヨリ施行ス

改正大阪府按摩術營業取締

規則施行細則

明治四十四年十二月府令第九十八號
大正九年十二月二十二日改正
大正十二年二月二十二日改正
昭和四年十一月二十八日改正

第一條 按摩術「マッサージ」術ヲ含ム「以下之ニ做
フ」ノ免許鑑札ヲ受ケムトスル者ハ族籍、住所、
氏名、生年月日及免許ノ種別ヲ具シ資格證明書並
戸籍謄本及ヒ規則第二條ノ疾患ニ關スル醫師證明
書ヲ添エ當廳ニ差出スヘシ

第二條 按摩術試驗ヲ受ケムトスル者ハ族籍、住所、
氏名、生年月日及試驗ノ種別ヲ具シ履歷書並修業
ニ關スル師ノ證明書及ヒ最近撮影セル寫真(脱帽、
半身、手札形ニシテ裏面ニ氏名、年齢、撮影年月
日ヲ記載シタルモノ)乙種試驗ヲ受ケントスル者
ニ在リテハ視力診斷書ヲ添エ當廳ニ願出ヘシ

第三條 按摩術ノ試驗ハ毎年二回舉行、試験ノ日時

場所ハ之ヲ告示ス

第四條 試験ハ學說、實地ニ區別シ學說試験ニ合格シタル者ニ非サレハ實地試験ヲ受クルコトヲ得ス
甲種學說試験並ニ「マッサージ」術學說試験ハ筆答トス

第五條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ附與ス
第六條 營業者ハ就業中ハ常に鑑札ヲ携帯スヘシ
警察官吏ノ求メアル時ハ之ヲ提示スヘシ

第七條 鑑札ハ他人ニ貸與スヘカラス

第八條 營業者出張所ヲ設ケタルトキハ五日以内ニ移轉地ノ警察官署ニ届出ヘシ

第九條 營業者住所ヲ移シタルトキハ鑑札ヲ添エ五日以内ニ移轉地ノ警察官署ニ届出ヘシ

第十條 營業者警察署所轄毎ニ三十名以上アルトキハ組合ヲ設ケ規約ヲ定メ所轄警察署ノ認可ヲ受クベシ其改正變更ヲ爲サントスルトキ亦同シ

柔道整復術營業者ハ當府管下一區域トスル組合ヲ別ニ組織シ當應ノ認可ヲ受ヘシ

前二項ノ組合ヲ設ケタル區域内ニ於テ營業スル者ハ組合ニ加入スヘシ

第十一條 本則第六條、第七條、第八條、第九條ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

第十二條 本則ハ明治四十五年一月一日ヨリ施行ス

第十三條 本則第一條乃至十一條ノ規定ハ之ヲ柔道

整復術ニ準用ス

第十四條 柔道整復術試験ハ現ニ一定ノ道場ニ於テ柔道ノ教授ヲ爲スモノニシテ四ヶ年以上柔道整復術ヲ修業シタル者ニアラサレハ之ヲ受クルコトヲ得ス

第十五條 柔道整復術ノ試験科目ハ左ノ如シ

- 一 人體ノ構造及主要器官ノ機能
- 二 柔道整復術ノ方式及身體各部ノ柔道整復術
- 三 消毒法大意
- 四 柔道整復術ノ實地

附 録 (終)

明	明	大	大	大	大	大	大	大	大	明	明
治	治	正	正	正	正	正	正	正	正	治	治
四	四	四	四	六	八	九	十	十	十	四	四
十	十	十	十	二	二	二	二	二	二	十	十
三	三	三	三	二	一	一	一	一	一	三	三
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿	廿
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
再	再	再	再	再	再	再	再	再	再	再	再
發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發	發
行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行	行

昭和七年九月一日十四版發行
昭和十一年九月十五日十五版發行

正價金四圓五十錢

著作兼發行者 山 本 新 梧

大阪市西區阿波座中通二丁目四番地

印刷者 井 下 精 一 郎

大阪市西區阿波座中通二丁目四番地

印刷所 井 下 書 籍 印 刷 所

大阪市西區江戶堀下通三丁目六番地

發行所

大阪府指定
大阪府認可

關西鍼灸學院出版部

振替貯金口座大阪一八四八七番
電話土佐堀七七二六番

大 賣 捌 所

- | | |
|------------------|------------|
| 大阪市東區北久太郎町四丁目 | 合資會社柳原書店 |
| 大阪市東區博勞町四丁目 | 丸善株式會社大阪支店 |
| 東京市日本橋區通三丁目 | 丸善株式會社書店 |
| 東京市本鄉區本富士町二番地 | 文光堂書店淺井光之助 |
| 東京市本鄉區春木町二丁目 | 半田屋醫籍商店 |
| 東京市本鄉區春木町三丁目卅二番地 | 南江堂小立鉦四郎 |
| 京都市上京區寺町通御池南入 | 南江堂京都支店 |
| 京都市三條通麩屋町 | 丸善株式會社京都支店 |
| 大阪市南區日本橋筋一丁目 | 和田新左衛門 |
| 交又點 東ノ辻 | 丸善株式會社福岡支店 |
| 福岡市博多上西町(電車通) | 芹川廣喜書店 |
| 熊本市安巳橋通町十四番地 | |

本日鍼灸學教科書

元内務省技師從四位勳四等
大阪府鍼灸術試驗委員
元大阪府奈良縣和歌山各鍼灸術試驗委員
日本鍼灸會々長關西鍼灸學院々長
上村行彰先生校閱
山本新梧編著

（前編十四版、中編十三版）
（後編十二版）

全編	金五圓
前編	金四圓五十錢
中編	金六圓
後編	金廿一錢
郵稅內地各	金四十九錢
清朝臺灣各	

本書は著者が三十年來の實驗と、三十有餘年に亘れる教鞭を執り經驗に基づき、嶄新なる智識普及に努めんと欲し、多年蘊蓄せる處を詳述し、記事簡に失せず繁に流れず懇切に説明したるものにして、近年簇出する此の種の書籍とは大に其趣きを異にし、今や各學校、講習所にては競ひて本書を教科書用に採用せられ、又各府縣に行はる、鍼灸術試驗に於ても、本書を參考資料として試験を施行さるゝ等、本書の信用と需用は倍々激増し殊に今回の新版に於ては隨所に攻訂を加へ其面目を一新せり、而して本書の前篇・中篇には解剖學(組織學、骨學、靱帶學、筋學、內臟學、感覺器學、脈管學、神經學)を説き、生理學(血液生理、全循環、呼吸、消化、分泌、吸收、泌尿、溫熱、運動中樞及び末梢神經、感覺器、生殖生理、內分泌生理)を説き、鍼灸學(鍼灸の歴史より鍼灸の方法、消毒學に至る迄)を細大漏らさず記述し、多數の精圖と相俟つて何人にも一讀氷解せしむべく、又後編の經穴學は最も正確最も簡明に而かも記憶し易く記述し、尙ほ又病理治療學に至りては本書の最も特色とする所で多數の適應症に對して一々原因・症候・豫後・治療法を細説して獨り初學者のみならず實地家に取ても最上の寶典たり。蓋し毎時各府縣に施行される鍼灸術の受験者の九分通りまで本書に由て研究せられ居るにても本書の信用と其一般を窺ふに餘りあるべし。……後編には大經穴圖の外に更に十四經の精圖十四枚添付せり。

發行販賣元

大阪市西區江戶堀下
通三丁目六番地

關西鍼灸學院出版部

電話土佐堀七七二六番 振替貯金大阪壹八四八七番

受驗 鍼灸科 夏期講習會

近時初學者のみならず、既に免許を有し開業中の者にして最新の智識補給の爲め短時日に於て鍼灸術の教授を受けたき旨申込まるゝの士頗る多く日に相踵ぐの有様なりしも、本院は大阪府の認可校にして規定の年限より短縮して教授をなす能はざるは勿論、別に速成科を置くの餘暇なかりし爲め遺憾ながら之等の申込者に對しては謝絶するの外なかりしが毎年夏期休暇を利用して目下修業中の者にして長期間大阪に留まる事能はざる者、本會附屬講習會卒業試験準備者、或は免許を有し既に業に従事する者にして最新の學理的鍼灸術を修め以て智識を補はんと欲する者の爲めに、大正六年第一回鍼灸夏期講習會なるものを開催し骨節、顯微鏡或は人體の模型等を利用して八月中に鍼灸術に關する學理及び實地の全般に亘りて之を教授したるに、頗る好果を挙げ講習生一同は非常なる満足を表せられ、毎回の講習會無免許者は悉く各地の試験に合格せるの好成绩を顯はし年々時期に向ふと續々希望申込あるにより毎年開催し實に十九ヶ年間講習せり、以て其一般を知らるべし。

一、會期々間

〔從來毎日午前中四時間講習なりしも講習生の便を慮はかり數年前より午前四時間、午後四時間の八時間とし二十日間なりしを十日間に短縮せり。〕

一、教授科目

〔教授科目は解剖學、生理學、病理學、顯微鏡實驗、動物解剖、診斷學、經穴學、鍼灸學及び實地とす。〕（總て日本鍼灸學教科書に因る。）

一、修業證書

〔講習を了へたる者には修業證書を終了當日各會員に授與す。〕

●照會は總て切手封入（募集時期及び細則は東洋鍼灸雜誌に掲載すべし）

大阪西區江戸堀下通三丁目

認可私立

關西鍼灸學院 鍼灸科 夏期講習會

振替口座大阪一八四八七番 電話土佐堀七七二六番

終